



写

滋 琵 保 再 生 第 110 号
令和8年(2026年) 3月24日

滋賀県環境審議会
会長 清水 芳久 様

滋賀県知事 三日月 大造



第9期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について（諮問）

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項に基づく琵琶湖に係る湖沼水質保全計画については、昭和61年度に第1期計画を策定して以来、5年ごとに見直しを行っており、令和3年度に策定した第8期計画は、令和7年度をもって計画期間の満了を迎えます。

このことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

第9期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について

2 諮問理由

本計画は、琵琶湖の水質保全を目的として、関係機関および関係者の合意と協力を得つつ、必要な各種対策を計画的にとりまとめ、その総合的な推進を図るために策定しています。

琵琶湖の水質は、長期的には改善傾向を示しています。一方で、在来魚介類の減少などの生態系の課題が顕在化しているほか、全層循環の未完了や遅れ、それに伴う底層の貧酸素状態が長期化するなど、気候変動の影響と考えられる現象が確認されています。また、人口動態、土地の利用および汚水処理の状況など社会情勢が変化してきています。

については、これまでの琵琶湖における水質、生態系および社会情勢の変化等を踏まえた第9期計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。